

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第64号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

第1章の章名を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第3条 次条から第6条までに定めるもののほか、法第34条第2項及び第46条第2項の規定により条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、府令に定める基準（府令第37条及び第42条に規定する基準を除き、府令に定める経過措置に規定する基準を含む。）とする。

第2章を削る。

第3章の章名及び同章第1節の節名を削る。

第38条の見出しを「(特定地域型保育事業の利用定員)」に改め、同条第1項中「この章」を「この条及び次条」に改め、「附則第4条において同じ。」を削り、同条第2項中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加え、同条を第5条とする。

第2節の節名及び第39条から第42条までを削る。

第43条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「第38条第2項」を「前条第2項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項中「第38条第2項」を「前条第2項」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条を第6条とする。

第44条から第51条までを削る。

第3節を削る。

附則第2条から第5条までを削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第8号)の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。